

東社協福祉施設経営相談室だより

No.131(全1枚)

平成31年1月15日

平成31(2019年)年度版 東社協参考人事給与制度について

平成30年東京都人事委員会勧告に伴い、平成31(2019年)年度版「東社協参考人事給与制度」を作成しました。

なお、「平成30年度版東社協参考人事給与制度(冊子)」でお伝えしたとおり、今年度よりホームページでの掲載のみとなります。何卒ご了承のほどよろしくお願いいたします。

1 平成31年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容

○例月給は3年ぶりに改定、特別給は5年連続の引上げ

例月給

- ・有為な人材を確保する観点から、初任給を1,000円引上げ
- ・初任給引上げのため、給料表の初任層を較差の範囲内で引上げ改定

特別給(賞与)

- ・年間支給月数を0.10月分(4.50月→4.60月)引上げ、勤勉手当に配分

上記の平成30年東京都人事委員会勧告を準用して、平成31(2019)年度版「東社協参考人事給与制度」は下記の通りとなります。

ただし、下記の②③については、変更はありません。

①給料月額の変更に伴う東社協参考給料表の改定

②東社協の独自の基準による1級(A~C表)の存置(平成22年度版より実施)

③東社協の独自の基準による4級(A~C表)〔管理職〕・5級(A表)〔施設長〕の存置(平成27年度版より実施)

《参照先》【東社協ホームページ】

平成31(2019年)年度版 東社協参考人事給与制度

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#kyuryo>

ホーム > 事業案内 > 経営相談事業/経営支援事業 (ページ一番下)

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜(祝祭日、年末年始休)9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある 指定の相談票 にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。